

■ 資格取得支援事業 ■

# 有機溶剤作業主任者技能講習

## 受講者募集

季節労働者の方を対象とした、有機溶剤作業主任者技能講習を北海道労働局登録教習機関にて実施します。

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む)を製造し、又は取り扱う業務に選任する主任者に必要な講習です。

※有機溶剤の主なもの:アセトン・キシレン・エチルエーテル・酢酸エチル・  
ノルマンヘキサン・メタノール・四塩化炭素・トリクロルエチレン・  
トルエンなど(労働安全衛生法施行令別表第6の2で規定されています。)

受講経費  
**無料**

## 有機溶剤作業主任者技能講習

令和7年1月9日(木)~10日(金) **2日間**

講習時間 9日(木) 8:50~16:10 10日(金) 8:50~17:20

会場 釧路地域職業訓練センター(釧路市鳥取南7-2-20)

募集定員 **4名** ※最低受講者数に満たない場合は、  
中止となる場合もあります

受講経費 **無料** (講習料・テキスト代) 申込締切 **令和6年12月17日(火)**



実施主体/公益社団法人 北海道労働基準協会連合会 釧路支部  
(受託事業者) 釧路市鳥取大通1-8-2(釧路労働基準協会内) TEL:0154-65-5169

### 対象者・申込方法

- 釧路管内に住民登録されている、資格取得を通じて通年雇用を目指す**季節労働者**で、次の①~③のいずれかに該当する方。
  - ①雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方。
  - ②現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
  - ③現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。  
**※②は前職を、③は前々職を令和5年4月1日以降に離職した方。**

<申込方法>

- 裏面の【**申込みに必要なもの**】を持参の上、当協議会までお越しください。

### お申込み・お問合せ

釧路地域通年雇用促進支援協議会 TEL 0154-52-7744 FAX 0154-53-4032

〒084-0905 釧路市鳥取南7-2-20(釧路地域職業訓練センター内)

URL <http://www.kushiro-tsunen.jp/> E-mail [kushiro-tsunen@silkk.plala.or.jp](mailto:kushiro-tsunen@silkk.plala.or.jp)



詳細は  
ウラ面を  
ご覧下さい

